

# 平成 29 年度 第 49 回

## 社会保険労務士試験 解答・解説



※以下の解答はユーキャンの作成によるものです。試験センター発表のものではありません。

### 選択式 解答一覧

#### 【問 1】労働基準法及び労働安全衛生法

A	⑮	事業の正常な運営
B	⑭	裁量的判断
C	①	4 か月
D	⑦	危険性又は有害性等
E	⑧	健康

根拠条文／A・B：最判 平 4. 6. 23 時事通信社事件、C：昭 23. 12. 23 基発 1885 号、D：法 28 条の 2 第 1 項、E：法 65 条の 3

#### 【問 2】労働者災害補償保険法

A	⑱	労働者災害補償保険審査官
B	⑳	労働保険審査会
C	⑤	3 か月
D	⑧	2 年
E	⑩	5 年

根拠条文／A・B：法 38 条 1 項、C：法 38 条 2 項、D・E：法 42 条

#### 【問 3】雇用保険法

A	①	失業
B	①	2 月
C	③	18 日
D	③	職業の安定
E	④	労働生産性

根拠条文／A：法 31 条 1 項、B・C：法 43 条 2 項、D・E：法 64 条の 2

#### 【問 4】労務管理その他の労働に関する一般常識

A	③	約 7 割
B	③	指導する人材が不足している
C	④	約 8 割
D	④	すべて
E	③	ベトナム

根拠条文／A～C：平成 28 年度「能力開発基本調査」参照、D・E：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成 28 年 10 月末現在）参照

**【問5】社会保険に関する一般常識**

A	⑩	社会保障及び国民保健の向上
B	⑲	被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡
C	⑭	常に健康の保持増進に努める
D	⑪	住所地の市町村長（特別区の区長を含む。）
E	②	2月、6月及び10月の3期

根拠条文／A：国保法1条、B：国保法2条、C：介保法4条1項、D：児手法7条1項、E：児手法8条4項

**【問6】健康保険法**

A	⑮	標準価額の3分の2以上
B	⑬	年齢階級別の分布状況
C	⑫	総報酬額の平均額
D	⑳	自ら
E	①	3,000

根拠条文／A：平24保保発0131第2号、B・C：法160条4項、D：法90条1項、E：令1条の2第2項

**【問7】厚生年金保険法**

A	⑦	基礎年金拠出金の額の2分の1
B	③	4分の3
C	⑲	平成20年4月1日
D	⑮	の翌日から起算して1か月
E	⑬	第2号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え2分の1以下

根拠条文／A：法80条1項、B：法62条1項、C：平16法附則49条、D：則78条の3第2項、E：法78条の3第1項

**【問8】国民年金法**

A	⑥	118万円
B	③	38万円
C	⑫	障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき、又は老齢基礎年金の支給を受けていたとき
D	⑯	妻が60歳に達した日の属する月の翌月
E	⑳	身分関係、障害の状態

根拠条文／A・B：令6条の9、C：法49条1項、D：法49条3項、E：法107条1項

# 択一式 解答一覧

## ■労働基準法及び労働安全衛生法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	B	D	B	C	D	C	A	B	E

## ■雇用保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	C	A	E	E	D	C	D	A	D

## ■健康保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	C	E	D	A	B	B	A	B	C	D

## ■国民年金法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	E	D	C	A	D	D	C	E	B

## ■労働者災害補償保険法（徴収法を含む。）

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	A	D	C	D	B	E	B	C	B	C

## ■労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	D	B	C	A	A	B	E	A	D	C

## ■厚生年金保険法

問題	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
解答	B	C	C	D	A	E	D	B	E	A



■ 労働基準法及び労働安全衛生法 ■

【問1】解答 A

- A ○ 昭 63. 1. 1 基発 1 号。設問のとおり。
- B × 昭 63. 3. 14 基発 150 号。水曜の労働は、そのすべてが法定労働時間内の労働になるのではない。1 ヶ月単位の変形労働時間制を採用する事業場において、休日振替の結果、1 日 8 時間を超える所定労働時間が設定されていない日に、1 日 8 時間を超えて労働させることとなる場合には、その超える時間は、時間外労働となる。設問の場合は、水曜は休日（＝1 日 8 時間を超える所定労働時間が設定されていない日）であり、火曜の労働時間をその水曜に振り替えて 9 時間の労働をさせていることから、水曜の 9 時間の労働のうち、8 時間が法定労働時間内の労働になる（8 時間を超える 1 時間が時間外労働になる。）。
- C × 法 34 条 2 項。休憩時間の一斉付与の例外について、設問のような許可制は存在しない。休憩時間は、原則として、一斉に与える必要がある。ただし、労使協定があるときは、一斉に与える必要はない。また、①運輸交通業、②商業、③金融・広告業、④映画・演劇業、⑤郵便通信業、⑥保健衛生業、⑦接客娯楽業及び⑧非現業の官公署の事業については、当然に一斉に与える必要はない（労使協定不要）。
- D × 昭 23. 4. 5 基発 535 号。起算時点を問われる。労働基準法 35 条に定める休日は、暦日（午前 0 時から午後 12 時まで）によることが原則とされている。つまり、休日の起算時点は、「午前 0 時」である。
- E × 昭 22. 11. 21 基発 366 号。休日労働と時間外労働の割増賃金率は合算しない。休日労働に係る割増賃金率については、当該休日労働が 8 時間を超える場合であっても、深夜業に該当しない限り、休日労働に係る割増賃金率（3 割 5 分以上の率）のみで差し支えない。

【問2】解答 B

- ア ○ 法 9 条。設問のとおり。
- イ × 法 116 条 2 項、昭 63. 3. 14 基発 150 号。設問の者は、家事使用人に該当するため、労働基準法は適用されない。
- ウ × 法 116 条 2 項、昭 54. 4. 2 基発 153 号。労働基準法が適用されることはある。同居の親族は、原則として、労働者には該当しない。ただし、同居の親族であっても、次の①～③の要件をすべて満たした場合には、労働基準法 9 条の労働者に該当し、同法が適用される。
- ①常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事していること
- ②業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること
- ③就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じ

て支払われていること

- エ ○ 昭 23. 3. 17 基発 461 号。設問のとおり。
- オ × 昭 23. 12. 25 基収 4281 号。労働基準法が適用されることはある。工場がその事業経営上必要な建物その他の施設を大工に修理させる場合は、一般に請負契約によることが多いが、請負契約によらず雇用契約によりその事業主と大工との間に使用従属関係が認められる場合は、労働基準法 9 条の労働者であり、同法が適用される。
- したがって、正しいものの組合せは、「B (アとエ)」である。

**【問 3】 解答 D**

- A × 法 14 条 1 項 2 号。65 歳に達するまでとはされていない。満 60 歳以上の労働者との間に締結される労働契約は、5 年を超える期間について締結してはならないとされているが、当該労働者が 65 歳に達するまでとはされていない。
- B × 法 15 条 2 項・3 項、昭 22. 9. 13 発基 17 号。帰郷旅費には、家族の分も含まれる。
- C × 法 22 条 1 項、115 条、平 11. 3. 31 基発 169 号。設問の場合は、証明書を交付する義務がある。退職時の証明書を請求する権利は、「2 年間」行わない場合に、時効によって消滅する。したがって、労働者が退職から 1 年後に請求した場合には、使用者はこれを交付しなければならない。
- D ○ 法 19 条 1 項、昭 24. 4. 12 基収 1134 号。設問のとおり。
- E × 昭 61. 6. 6 基発 333 号。派遣労働者に対する労働条件の明示義務を負うのは、「派遣元」の使用者である。派遣労働者は、派遣先の事業場において就業することとなるため、派遣元の使用者には、派遣労働者に係る労働時間、休憩、休日等について、労働基準法に基づく義務は課されない。ただし、労働条件を明示する場合においては、これらに関する事項を含め、派遣元の使用者が派遣労働者に対して、明示しなければならない。

**【問 4】 解答 B**

- A ○ 則 17 条、労働時間等設定改善法 7 条 1 項。設問のとおり。
- B × 法 36 条 1 項、昭 41. 9. 19 基発 997 号。設問のように労働に従事させても、労働基準法 36 条に抵触しない。坑内労働等の労働時間の延長は、1 日について 2 時間を超えてはならないが、これは、坑内労働等（のみ）の 1 日における労働時間数が、「1 日についての法定労働時間数（設問の場合は 8 時間）+ 2 時間」を超えることを禁止するものである。設問の場合には、坑内労働等の労働時間数は 8 時間であり、10 時間（= 8 時間 + 2 時間）を超えていないため、労働基準法 36 条に抵触しない。
- C ○ 昭 24. 10. 4 基収 1484 号。設問のとおり。
- D ○ 昭 29. 12. 1 基収 6143 号。設問のとおり。
- E ○ 平 15 基発 0215002 号。設問のとおり。

**【問 5】 解答 C**

- ア × 法 3 条。「性別」という記述が不要である。設問の規定（均等待遇）では、すべての労働条件について差別的取扱いを禁止しているが、この差別的取扱いの原因となる理由は、国籍、信条、社会的身分の 3 事項に限定されている。
- イ ○ 法 5 条、117 条。設問のとおり。
- ウ × 法 6 条、昭 23. 3. 2 基発 381 号。反復継続して利益を得る意思があれば、1 回の行為であっても、規制対象となる。労働基準法 6 条で禁止されている「業として利益を得る」とは、営利を目的として、同種の行為を反復継続することをいい、反復継続して利益を得る意思があれば、1 回の行為であっても、これに該当する。
- エ ○ 最判 昭 38. 6. 21 十和田観光電鉄事件。設問のとおり。
- オ × 最判 平 17. 6. 3 関西医科大学研修医事件。研修医が、医師の資質の向上を図ることを目的とする臨床研修のプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に医療行為等に従事する場合には、「これらの行為等は病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避免的に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、研修医は労働基準法 9 条所定の労働者にあたるものというべきである」と判示された。
- したがって、誤っているものは三つであるため、正解は C である。

#### 【問 6】解答 D

- A ○ 法 24 条 1 項、昭 63. 3. 14 基発 150 号。設問のとおり。
- B ○ 法 25 条、則 9 条。設問のとおり。
- C ○ 昭 63. 3. 14 基発 150 号。設問のとおり。
- D × 最判 昭 44. 12. 18 福島県教組事件。設問は、「接着した時期においてされていなくても」という記述が誤っている。設問のような過払分の控除（調整的相殺）について最高裁判所は、「許されるべき相殺は、過払いのあった時期と賃金の清算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてされ、また、あらかじめ労働者にそのことが予告されるとか、その額が多額にわたらないとか、要は労働者の経済生活の安定をおびやかすおそれのない場合でなければならないものと解される」と判示した。
- E ○ 昭 24. 3. 22 基収 4077 号。設問のとおり。

#### 【問 7】解答 C

- A × 法 56 条 1 項。「満 15 歳に達するまで」ではなく、「満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで」である。
- B × 法 56 条 2 項。児童の年齢を証明する証明書を備え付けることは、使用者に義務づけられてはいるが、設問の児童を使用するための条件ではない。設問の児童を使用するためには、行政官庁の許可を受けること等が条件となる。
- C ○ 法 60 条 2 項。設問のとおり。
- D × 法 66 条 2 項・3 項。すべての妊産婦について、時間外労働、休日労働及び深夜業をさせてはならないのではない。妊産婦について、時間外労働、休日労働及び深夜業が禁止されるのは、使用者に請求をした妊産婦に限られる。

- E × 法 68 条、昭 23.5.5 基発 682 号。生理休暇の請求にあたり、医師の診断書は必要とされていない。「生理日の就業が著しく困難」であるとは、医師の診断書のような厳格な証明は不要であり、同僚の証言程度でも足りると解されている。

**【問 8】 解答 A**

- A × 法 26 条、120 条 1 号、122 条、昭 47.9.18 発基 91 号。設問の場合は、従業者も処罰の対象となる。
- B ○ 則 97 条 1 項。設問のとおり。
- C ○ 法 3 条 2 項。設問のとおり。
- D ○ 法 3 条 2 項。設問のとおり。
- E ○ 昭 47.9.18 発基 91 号。設問のとおり。

**【問 9】 解答 B**

- A × 法 10 条 1 項、12 条 1 項、13 条 1 項、令 2 条、4 条、5 条。X 市にある本社には、総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医のいずれも選任する必要はない。常時使用する労働者数が 40 人であるためである。
- B ○ 法 13 条 1 項、17 条 1 項、18 条 1 項、19 条 1 項、令 5 条、8 条、9 条、則 13 条 1 項 3 号ヌ。設問のとおり。
- C × 法 12 条 1 項、令 4 条、則 7 条 1 項 4 号・6 号。Y 市にある工場には、衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任する必要はない。衛生管理者のうち 1 人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任しなければならない事業場は、「常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働その他の健康上特に有害な業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの」とされている。この「健康上特に有害な業務」に「深夜業を含む業務」は含まれていないため、設問は要件に該当していない。なお、設問の前半の記述は正しい。常時 500 人を超え 1,000 人以下の労働者を使用する事業場において選任すべき衛生管理者の人数は、3 人以上とされている。
- D × 法 12 条の 2、則 12 条の 2。Z 市にある Z 1 店舗には、衛生推進者を選任しなければならない。常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する小売業の事業場においては、衛生推進者を選任しなければならない。X 市にある本社に衛生管理者が選任されていることは、Z 1 店舗の衛生推進者の選任の要否に何ら関係しない（Z 1 店舗の規模等で判断する。）。
- E × 法 12 条の 2、則 12 条の 2。Z 市にある Z 2 店舗には、衛生推進者の選任義務がある。常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する小売業の事業場においては、衛生推進者を選任しなければならないが、この規模要件（労働者数）から短時間労働者を除くとする規定は存在しない。したがって、Z 2 店舗で常時使用する労働者数は 15 人であるから、Z 2 店舗には、衛生推進者の選任義務がある。

**【問 10】 解答 E**

- A ○ 法 14 条、令 6 条 6 号。設問の作業は、作業主任者を選任すべきものとされている。

- B ○ 法 14 条、令 6 条 12 号。設問の作業は、作業主任者を選任すべきものとされている。
- C ○ 法 14 条、令 6 条 15 号。設問の作業は、作業主任者を選任すべきものとされている。
- D ○ 法 14 条、令 6 条 7 号。設問の作業は、作業主任者を選任すべきものとされている。
- E × 法 14 条、令 6 条。設問の作業は、作業主任者を選任すべきものとされていない。





## ■ 労働者災害補償保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】解答 A

- A × 平 12. 5. 18 基発 366 号。業務上として取り扱われない。運動競技（設問の場合は、実業団野球大会）の練習に伴う災害については、当該練習が事業主があらかじめ定めた練習計画に従って行われたものであれば、業務上として取り扱われる。一方、練習計画とは別に、労働者が自らの意思で行う運動（練習計画以外の自主的な運動）は、ここでいう「運動競技の練習」には該当しない。したがって、事業主が定めた練習計画以外の自主的な運動をしていた際の負傷は、業務上として取り扱われない。
- B ○ 昭 31. 3. 31 基収 5597 号。設問のとおり。
- C ○ 昭 26. 2. 16 基災 111 号。設問のとおり。
- D ○ 昭 28. 12. 18 基収 4466 号。設問のとおり。
- E ○ 昭 25. 10. 27 基収 2693 号。設問のとおり。

### 【問2】解答 D

- A ○ 則 18 条の 2 第 2 項・ 3 項。設問のとおり。
- B ○ 則 18 条 2 項。設問のとおり。
- C ○ 法 12 条の 8 第 2 項、則 13 条 1 項、昭 52. 3. 30 基発 192 号。設問のとおり。
- D × 法 18 条の 2、則 18 条の 3。設問の場合には、所轄労働基準監督署長は、「職権により」、傷病補償年金の変更にに関する決定を「しなければならない」。
- E ○ 法 19 条。設問のとおり。

### 【問3】解答 C

- ア × 法 29 条 1 項。通勤災害を被った労働者も、社会復帰促進等事業の対象とされている。
- イ ○ 法 29 条 3 項、独立行政法人労働者健康安全機構法 12 条 1 項。
- ウ ○ 平 19 基発 0423002 号。設問のとおり。
- エ × 平 19 基発 0423002 号。「厚生労働省令」ではなく、「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領（通達）」によって、せき髄損傷等 20 の傷病が定められている。
- オ ○ 平 19 基発 0423002 号。設問のとおり。  
したがって、正しいものは三つであるため、正解はCである。

### 【問4】解答 D

- A × 法 3 条 2 項、地方公務員災害補償法 2 条 1 項、67 条 2 項。市の経営する水道事業の非常勤職員（地方公務員であって現業部門の非常勤職員に該当する）には、労災保険法は適用される。
- B × 法 3 条 2 項、独立行政法人通則法 59 条 1 項 1 号。行政執行法人の職員には、労災保険法は適用されない。

- C × 法3条2項。非現業の一般職の国家公務員には、労災保険法は適用されない。
- D ○ 法3条2項。設問のとおり。
- E × 法3条2項、地方公務員災害補償法2条1項、67条2項。常勤の地方公務員には、労災保険法は適用されない。

**【問5】解答 B**

- A × 昭50.1.17基収2653号。通勤災害と認められる。たとえ長男宅に立ち寄るつもりで就業の場所を出たものであっても、通常の合理的な通勤経路上にある限りにおいては、被災労働者の行為は労災保険法7条2項の通勤と認められる。したがって、設問の災害は、通勤災害と認められる。
- B ○ 法31条2項。設問のとおり。
- C × 法7条2項。業務の性質を有する場合は、通勤災害とは認められない。
- D × 昭48.11.22基発644号。合理的な経路とは、当該移動の場合に、一般に労働者が用いると認められる経路をいう。住居等と就業の場所等との間を往復する場合の最短距離の唯一の経路を指すのではない。
- E × 昭48.11.22基発644号。「住居」と認められることはある。労働者が転任等のやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居することとなった場合は、配偶者が住む居宅と就業の場所との間を往復する行為に反復・継続性が認められるときは、当該配偶者が住む居宅を「住居」と認めて差し支えないとされている。

**【問6】解答 E**

- A ○ 最判昭62.7.10青木鉛鉄事件。設問のとおり。
- B ○ 最判平27.3.4フォーカスシステムズ労災遺族年金事件。設問のとおり。
- C ○ 最判平元.4.11高田建設従業員事件。設問のとおり。
- D ○ 最判平9.1.28改進黨事件。設問のとおり。
- E × 最判昭38.6.4小野運送事件。「補償を受けるべき者が、第三者から損害賠償を受け又は第三者の負担する損害賠償債務を免除したときは、その限度において損害賠償請求権は消滅するのであるから、政府がその後保険給付をしても、その損害賠償請求権が存することを前提とする法定代位権の発生する余地のないことは明らかである」と判示された。

**【問7】解答 B**

- A ○ 最判昭29.11.26正木土建日雇労働者事件。設問のとおり。
- B × 最判平15.9.4中央労基署長（労災就学援護費）事件。「労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたるものと解するのが相当である」と判示された。
- C ○ 最判平24.2.24広島中央労基署長（労災特別加入）事件。設問のとおり。
- D ○ 法12条の5第1項。設問のとおり。

E ○ 法 12 条の 2 の 2 第 1 項。設問のとおり。

**【問 8】解答 C**

A ○ 平 15 基徴発 1001001 号。設問のとおり。

B ○ 昭 32. 12. 27 失保収 652 号。設問のとおり。

C × 昭 32. 12. 27 失保収 652 号。労働者が死亡したため支払われていない賃金についても保険料の徴収の対象となる。死亡前に提供された労働の対償としての賃金の支払義務は、死亡時には確定しているからである。

D ○ 昭 30. 3. 31 基災収 1239 号。設問のとおり。

E ○ 昭 22. 12. 9 基発 452 号。設問のとおり。

**【問 9】解答 B**

A × 法 5 条。保険関係は、当該事業を廃止したときは、法律上当然に、その翌日に、消滅する。保険関係廃止届の提出等の保険関係消滅のための手続きは特にない。

B ○ 整備法 5 条 3 項、整備省令 3 条の 2。設問のとおり。

C × 整備法 5 条 2 項。労災保険の任意加入の申請をしなくとも、罰則の適用はない。

D × 法 4 条の 2 第 2 項、則 5 条。法人の代表取締役の異動があった場合でも、その氏名について変更届を提出する必要はない。

E × 法附則 4 条、整備法 8 条 1 項・2 項。労災保険暫定任意適用事業と雇用保険暫定任意適用事業では、保険関係の消滅の申請要件に違いがある。労災保険暫定任意適用事業の申請要件は、①労働者の過半数の同意を得ること、②保険関係成立後 1 年を経過していること、③特別保険料の徴収期間が経過していることである。一方、雇用保険暫定任意適用事業の申請要件は、労働者の 4 分の 3 以上の同意を得ることのみである。

**【問 10】解答 C**

ア × 則 27 条 2 項、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 3 条、昭 43. 3. 12 基発 123 号。設問の場合の各期の納付額は、第 1 期が「56,668 円」、第 2 期及び第 3 期が「56,666 円」である。延納をする場合の各期に納付すべき額は、概算保険料の額を期の数で除して得た額であるが、各期に納付すべき額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数は「最初の期分」に加算する。

イ ○ 則 28 条。設問の有期事業に係る延納の期間の区分は、①（保険関係成立から 7 月 31 日までの期間が 2 ヶ月以内であるため）平成 29 年 6 月 15 日～同年 11 月 30 日、②同年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、③同年 4 月 1 日～同年 6 月 5 日の 3 期となる。また、第 1 期の納期限は、平成 29 年 6 月 16 日から起算して 20 日目の同年 7 月 5 日となる。

ウ ○ 法 15 条 1 項、則 27 条 1 項。設問の保険関係成立日は平成 29 年 10 月 1 日であるから、同年 10 月 2 日から起算して 50 日目の同年 11 月 20 日が納期限となる。

エ × 則 29 条 1 項、30 条 1 項。増加概算保険料に認定決定はなく、また、（事業主の申告による）増加概算保険料については、要件を満たせば、延納することができる。

オ × 則 27 条 1 項、28 条 1 項。労働保険事務組合に委託されている事業については、延納をするにあたり、設問のような概算保険料の額に係る要件は設けられていない。したがって、延納の要件を問うものであれば、誤りの記述である。なお、設問の事業の事業主について、延納の可否を問う出題（具体例としての出題）と捉えれば、正しい内容とも言えるため、やや疑問が残る設問である。  
したがって、正しいものの組合せは、「C（イとウ）」である。



## ■ 雇用保険法（労働保険徴収法を含む。） ■

### 【問1】解答 B

- A ○ 法10条の2。設問のとおり。
- B × 法11条。譲り渡すことはできない。基本手当を受ける権利その他の失業等給付を受ける権利は、譲り渡すことができず、これに例外はない。
- C ○ 法10条の4第1項。設問のとおり。
- D ○ 法10条の3第1項・2項。設問のとおり。
- E ○ 法12条。設問のとおり。

### 【問2】解答 C

- A × 行政手引51101。待期の期間にも失業の認定は行われる。
- B × 法22条3項、行政手引50302、参考：法61条の4第7項。介護休業給付金の支給に係る休業の期間は、算定基礎期間に含まれる。
- C ○ 法13条1項、行政手引50153。算定対象期間は、原則として、離職の日以前2年間であるが、この期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払いを受けることができなかつた日数を加算した期間となる。この賃金の支払いを受けることができなかつた日数は、30日以上継続することを要し、断続があつてはならないが、例外的に、次のいずれにも該当する場合には、賃金の支払いを受けることができなかつた各期間の日数をすべて加算することができる。したがつて、設問の場合の算定対象期間は、2年間に95日（＝15日＋80日）を加えた期間となる。
  - (1) 賃金の支払いを受けることができなかつた期間が断続する場合において、「途中の賃金の支払いを受けた期間が30日未満」であること。
  - (2) 賃金の支払いを受けることができなかつた各期間について、「その理由が同一のもの」であると判断できること。
- D × 法20条1項、則30条2号、行政手引50271。不当でなかつたことが裁判上明らかとなつた場合には、勾留を理由とした受給期間の延長は認められない。
- E × 法14条1項。被保険者期間に算入される。賃金支払基礎日数には、年次有給休暇を取得した日も含まれるため、設問の離職の日以前1ヵ月の賃金支払基礎日数は11日以上（22日＝8日＋14日）となる。

### 【問3】解答 A

- A × 法38条2項、則1条1項・2項、66条1項。短期雇用特例被保険者資格の喪失の確認も職権で行うことができる。
- B ○ 則8条2項。設問のとおり。
- C ○ 法43条4項。設問のとおり。
- D ○ 則10条1項・2項。設問のとおり。

E ○ 則9条2項。設問のとおり。

**【問4】解答 E**

- A × 法33条1項、行政手引52203。設問の場合には、正当な理由があるものとされるため、給付制限を受けない。
- B × 法33条1項、行政手引52202。設問の場合には、給付制限を受けない。起訴猶予処分を受けた場合は、刑が確定しているわけではないから、刑法に規定する犯罪行為を行ったことにはならない。したがって、設問の解雇は、自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当しないためである。
- C × 法33条1項、行政手引52203。設問の場合には、正当な理由があるものとされるため、給付制限を受けない。
- D × 法33条1項、行政手引52203。設問の場合には、正当な理由があるものとされるため、給付制限を受けない。
- E ○ 法33条1項、行政手引52202。設問のとおり。

**【問5】解答 E**

- A × 行政手引54201。失業の認定の翌日に就職した場合であっても、高年齢求職者給付金を返還する必要はない。
- B × 法10条3項。高年齢被保険者は傷病手当を受給することができない。
- C × 法60条の2第1項1号、法附則11条。高年齢被保険者も、所定の要件を満たせば、教育訓練給付金を受給することができる。
- D × 法37条の4第5項。失業の認定日に1回、失業の認定を受ければ足りる。
- E ○ 法66条1項。設問のとおり。

**【問6】解答 D**

- A ○ 法61条の4第1項、則101条の11第1項4号。設問のとおり。
- B ○ 行政手引59504。設問のとおり。
- C ○ 則101条の11第1項3号ハ。設問のとおり。
- D × 行政手引59503。男性が育児休業を取得する場合は、配偶者の出産日から、育児休業給付金の支給対象となる。
- E ○ 法61条の4第5項。設問のとおり。

**【問7】解答 C**

- A × 法62条1項、63条1項。雇用保険二事業として、設問の補助を行うことはできない。
- B × 法62条1項、63条1項。雇用保険二事業として、設問の事業を行うことはできない。
- C ○ 法63条1項4号。設問のとおり。
- D × 法63条3項。能力開発事業のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせることができるのは、その「一部」である。

- E × 法 62 条 1 項、63 条 1 項。雇用保険二事業として、設問の都道府県に対する助成及び援助を行うことはできない。

**【問 8】 解答 D**

- A ○ 法 19 条 6 項、30 条、則 36 条 1 項。設問のとおり、労働保険料の還付にあたり、還付加算金は支払われない。
- I × 則 37 条。充当後の当該事業主への通知は必要である。
- U × 則 38 条 4 項・5 項。認定決定された概算保険料の額の通知は、「納入告知書」ではなく、「納付書」を送付することにより行われる。
- E × 法 19 条 2 項。有期事業について、一般保険料の額に、第 3 種特別加入者に係る特別加入保険料の額を加算することはない。第 3 種特別加入者は、派遣元が有期事業でないことが特別加入の要件の 1 つとなっているためである。
- O × 法 15 条 2 項。有期事業の概算保険料は、「各保険年度ごと」ではなく、「全事業期間を通じて」算定する。したがって、概算保険料の額の計算にあたっては、全事業期間である 2 年間に於いて使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額が基礎となる。

したがって、誤っているものは四つであるため、正解は D である。

**【問 9】 解答 A**

- A ○ 法 28 条 5 項 1 号。設問のとおり。
- B × 法 29 条、昭 56.9.25 労徴発 68 号。労働保険徴収法上の徴収金について差押えをしている場合であっても、国税の交付要求があったときは、差押えに係る徴収金に優先して国税に充当しなければならない。
- C × 法 21 条 1 項、28 条 1 項。追徴金は延滞金の対象とならない。なお、認定決定された確定保険料に対して追徴金が徴収される点は、正しい。
- D × 法 27 条 1 項、30 条、則 61 条、国税通則法 14 条、昭 62.3.26 労徴発 19 号。公示送達の効力は掲示日を含めて 8 日目に生じ、その末日が休日に該当したとしても延期されない。
- E × 法 28 条 1 項、法附則 12 条、平 28.12.11 財務省告示 362 号。延滞金は、完納又は財産差押えの日の「前日」までの期間の日数に応じて、計算される。また、平成 29 年中における延滞金の割合は、軽減特例措置により、年 9.0%（当該納期限の翌日から 2 ヶ月を経過する日までの期間については、年 2.7%）である。

**【問 10】 解答 D**

- A × 平 12.3.31 発労徴 31 号。設問の事業主に限られない。労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の主たる事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県に主たる事務所が所在する事業の事業主も、その事業主の割合が当該事務組合の全委託事業主の 20%以内であれば、委託することができる。
- B × 平 12.3.31 発労徴 31 号。有期事業を行っている事業主も委託することができる。
- C × 昭 60.4.4 労徴発 25 号、平 12.3.31 発労徴 31 号。事業主の団体についても、代表

者の定めがあれば法人でなくともよい。

D ○ 則 67 条 2 項。設問のとおり。

E × 法 35 条 1 項～ 3 項。設問の場合は、当該委託事業主から残余の額が徴収されることがある。

